

吹田操車場跡地の町名に関する懇談会設置要領

(目的)

第1条 吹田操車場跡地の町名に関して、必要な意見又は助言を聴取するため、吹田操車場跡地の町名に関する懇談会（以下「懇談会」という。）を設置する。

(意見等を聴取する事項)

第2条 懇談会において意見等を聴取する事項は、次のとおりとする。

- (1) 吹田操車場跡地の町名に関する事項
- (2) その他必要と認める事項

(構成)

第3条 懇談会は、委員10人以内をもって構成する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が選任する。

- (1) 学識経験者
- (2) 公募市民
- (3) 吹田操車場跡地周辺地域の住民団体の代表者
- (4) 郵便事業者の職員
- (5) 大阪法務局北大阪支局の職員
- (6) 吹田警察署の職員
- (7) 吹田市消防本部の職員

3 委員の選任期間は、平成27年3月31日までとする。

(委員長及び副委員長)

第4条 懇談会に委員長及び副委員長を置き、委員のうちから市長が指名する。

(会議)

第5条 懇談会の会議は、市長が招集する。

2 委員長は、懇談会の会議の議長となる。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(委員以外の者からの意見の聴取等)

第6条 市長は、必要に応じ委員以外の者に、会議への出席を求めて、その意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(報償)

第7条 委員の報償は、無償とする。ただし、第3条第2項中第1号から第4号までの委員については、懇談会出席1回につき8,400円を報償として支払うものとする。

(庶務)

第8条 懇談会の庶務は、市民生活部市民生活室市民課において処理する。

(委任)

第9条 この要領に定めるもののほか、懇談会の構成及び運営に関し必要な事項は、市民

生活部長が定める。

附 則

この要領は、平成25年9月4日から施行する。

附 則

この要領は、平成26年2月25日から施行する。